

高知県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

○高知県消費者行政活性化基金条例

(平成 21 年 3 月 27 日条例第 11 号)

改正 平成 24 年 3 月 23 日条例第 18 号 平成 25 年 3 月 29 日条例第 45 号
平成 26 年 3 月 25 日条例第 26 号

高知県消費者行政活性化基金条例

(設置)

第 1 条 消費生活相談の内容の複雑化及び高度化が進むことに対応し、消費生活相談窓口の機能の強化等を図るため、高知県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(経理)

第 3 条 基金の経理は、国から交付を受けた地方消費者行政活性化交付金により造成した部分(当該部分の運用から生ずる収益を含む。)とそれ以外の部分とを区別して行うものとする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第 5 条 知事は、第 1 条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成 40 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。基金に残額(第 3 条の地方消費者行政活性化交付金により造成した部分に係るものに限る。)があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県消費者行政活性化基金条例（抜粋）

（経理）

第3条 基金の経理は、国から交付を受けた地方消費者行政活性化交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とそれ以外の部分とを区別して行うものとする。

附 則

1 略

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成30年12月31日限り、その効力を失う。基金に
残額（第3条の地方消費者行政活性化交付金により造成した部分
に係るものに限る。）があるときは、当該基金の残額を一般会計
歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

高知県消費者行政活性化基金条例（抜粋）

（経理）

第3条 基金の経理は、国から交付を受けた地方消費者行政活性化交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とそれ以外の部分とを区別して行うものとする。

附 則

1 略

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成40年3月31日限り、その効力を失う。基金に
残額（第3条の地方消費者行政活性化交付金により造成した部分
に係るものに限る。）があるときは、当該基金の残額を一般会計
歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。